

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)
【第8回】

政教分離原則

1 政教分離原則の内容と目的

- ・憲法 20 条①後段、20 条③ ⇒ 政教分離原則を規定

※憲法 20 条① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

- ・また、憲法 89 条は、公金支出の制限の観点から、政教分離原則を補強している。

※憲法 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため…、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

●政教分離原則の内容

- ①宗教団体に対する国の特権付与の禁止（20 条①後段）
- ②宗教団体による政治上の権力行使の禁止（20 条①後段）
- ③国による宗教的活動の禁止（20 条③）
- ④宗教団体に対する公金支出の禁止（89 条）

●政教分離原則の目的

- ①国家の分裂・破壊を防止するとともに、宗教を堕落から免れさせる。
- ②国家の宗教的中立性を確保し、それによって個人の信教の自由を保障する。

2 政教分離の範囲と限界

- ・国家と宗教の分離が求められるとしても、両者の分離には困難が伴う場合も少なくないため、国家と宗教とのかかわりが、いかなる場合にどこまで許されるかが問題となる。
- ・これについて通説・判例は、憲法上許される国家と宗教のかかわりと許されないかかわりを目的効果基準で判断するとしている。

◇学説：目的効果基準（通説・判例）

- ・国家と宗教が一定程度のかかわりを持つことを認めた上で、国家と宗教との関係が憲法上許容されるか否かは、

- ①問題となった国家行為の目的が宗教的意義を持つものかどうか
②その行為の効果が、特定の宗教に対する援助・助長・促進、または圧迫・干渉になるものであるか

という 2 つの基準によって判断し、双方の基準に抵触したときに、当該行為を違憲と判断する。

◆判例①：津地鎮祭事件最高裁判決（1977）

[概要]

- ・三重県津市が市体育館の建設にあたって、神式の地鎮祭を挙行し、それに公金を支出したことが、政教分離原則に反するのではないかが争われた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、地鎮祭が宗教とのかかわり合いを持つものであることは否定できないとしつつ、目的効果基準を用いた上で、地鎮祭はその目的が世俗的なもので、その効果も神道を援助・助長・促進したり、他の宗教を圧迫・干渉したりするものではないので、憲法が禁止する宗教的活動には当たらないと解し、政教分離原則に反しないと判示した。

◆判例②：愛媛玉串料訴訟最高裁判決（1997）

[概要]

- ・愛媛県知事が靖国神社・県護国神社に対して玉串料等を公金から支出した行為が、政教分離原則に反するか否かが問われた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、津地鎮祭判決の目的効果基準に拠りつつ、玉串料の奉納は社会的儀礼とはいえず、宗教的意義を持つものであり、その結果、一般人に対して靖国神社は特別なものであるとの印象を与えたとして、玉串料の支出は憲法が禁止する宗教的活動に当たり、政教分離原則に反すると判示した。

- ・最高裁は、津地鎮祭事件以降、政教分離に関わるほぼすべての事件を目的効果基準で判断してきたが、近年では異なる判断基準も用いられている。

◆判例③：砂川政教分離訴訟（空知太神社事件）最高裁判決（2010）

[概要]

- ・市が町内会に対して、自治会館の使用に供するために長年にわたり無償貸与していた市有地内に、鳥居と祠（ほこら）が建てられていることが、政教分離原則に反するのではないかが争われた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、従来の目的効果基準を用いず、本件のような土地の利用提供が認められるか否かは、当該施設の性格、土地が提供されるに至った経緯、提供の態様、これらに対する一般人の評価等を総合的に考慮して判断すべきとの基準を示した上で、本件土地提供行為は、市と神社とのかかわり合いが、「信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるもの」であるとして、憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当するとして、政教分離原則に反すると判示した。

★砂川政教分離訴訟において、最高裁が従来の目的効果基準を用いなかった理由は定かではない。学説からは、(a)本件のように長期にわたる諸々の行為の集積による現状が問われる事案の場合には、目的と効果を判断すべき行為が特定できないため、目的効果基準が用いられなかつたとする見解、(b)そもそも目的効果基準は、地鎮祭のように宗教性と世俗性が同居している行為の合憲性を審査する際に用いるべきものであるところ、本件では明確に宗教性のみを持った行為が問題となつたために、目的効果基準が用いられなかつたとする見解などがある。